

平成 23 年 11 月 30 日

関係人 各位

更生会社株式会社武富士
管財人 小 畑 英 一

会社分割期日のお知らせ

当社の更生計画に基づく会社分割の分割期日は、更生計画にて「更生計画認可決定日から 1 か月を経過するまでの間において管財人が定める日」と規定されておりますが、この度、裁判所の許可を得て、「平成 23 年 12 月 31 日までの間において管財人が定める日」に変更いたしましたのでお知らせします。

分割期日が正式に決定した場合には、改めて HP 上で開示させていただきます。